



平成27年4月1日より

「改正次世代法」が施行されます！



☆改正次世代法のポイント☆

ポイント① 法律の有効期限の延長

次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）の法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました！

このため、引き続き、次世代法に基づき、従業員101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。これから行動計画の終期を迎える企業は、早めの「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第1号）の届出をお願いします！

なお、**届出様式「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第1号）が変わりますので届出にご利用ください。**新様式は、東京労働局のホームページからもダウンロードできます。（http://tokyo-roudoukyoku.j-site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/jisedai2/news/02.html）旧様式でも、平成27年3月31日までに東京労働局雇用均等室必着分は届出可能です。平成27年4月1日以降に旧様式にて届出があった場合は、確認が必要となり手続きが煩雑になりますので早めの届出をお願いいたします。

☆東京労働局雇用均等室では、多くの企業からの届出に対応するため、平成27年3月2日(月)～31日(火)までの間、「行動計画策定届の特別受付窓口」を特別設置します！ぜひご利用ください！

ポイント② プラチナくるみん認定（特例認定）制度の創設

次世代法では、男性の育児休業取得者がいる場合など、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定できることとしており、認定を受けた企業は「くるみんマーク」が付与されます（くるみん認定）。次世代法改正により、くるみん認定を受けた企業が、さらに高い一定の基準（男性の育児休業取得率13%以上など）を満たした場合に「プラチナくるみんマーク」が付与される、「プラチナくるみん認定」（特例認定）制度が創設されました！

☆東京労働局雇用均等室では、改正次世代法の相談に対応するため「行動計画、くるみん認定・プラチナくるみん認定相談会」を開催します！ご利用ください！（平成27年2月23日～3月19日まで、計5回）

お問い合わせは……

東京労働局雇用均等室へ！！

〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

TEL 03-6893-1100



平成27年4月1日より

「改正次世代法」が施行されます！



☆改正次世代法のポイント☆

ポイント① 法律の有効期限の延長

次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）の法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されたことにより、従業員101人以上の企業は一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。

なお、**届出様式「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第1号）が変わります！**新様式は、東京労働局のホームページからもダウンロードできます！

☆東京労働局雇用均等室では、多くの企業からの届出に対応するため、平成27年3月2日（月）～31日（火）までの間、「行動計画策定届の特別受付窓口」を特別設置します！ぜひご利用ください！

ポイント② プラチナくるみん認定（特例認定）制度の創設

次世代法では、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定できることとしています。今までの「くるみん認定」に加え、さらに高い基準を満たした場合に付与される「プラチナくるみん認定」（特例認定）制度が創設されました！

☆東京労働局雇用均等室では、改正次世代法の相談に対応するため「行動計画、くるみん認定・プラチナくるみん認定相談会」を開催します！ご利用ください！（平成27年2月23日～3月19日まで、計5回）

お問い合わせは……

東京労働局雇用均等室へ！！（TEL 03-6893-1100）